

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u> VIII－1 業務の適切性（登録金融機関） （略） VIII－1－1 個別業務の適切性 （１）～（３） （略） （４）登録金融機関にあっては、顧客に対して、金融商品取引を成立させるため又は金融商品取引による損失の穴埋め、委託証拠金（追証を含む。）のための信用供与を自動的に行わないこととなっているか。また、明らかに上記を目的とした信用供与を行わないこととなっているか。 （注）当座貸越は自動的な信用供与に該当することに留意する。 このため、例えば次の措置をとること。 ① 先物取次業務を行う登録金融機関にあっては、新規に債券先物取引用口座を設定し、当該口座について当座貸越を禁止すること、及び、同一名義人の当座貸越設定口座から債券先物取引用口座への自動振替を行わないこと。 ② 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、顧客が委託金融商品取引業者に開設した証券口座の残高が不足であるために顧客が申し込んだ取引が成立しない場合に、これを成立させるために信用の供与を自動的に行い又は行うことを約して金融商品仲介行為を行わないこと。 （５）～（１１） （略）	<u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u> VIII－1 業務の適切性（登録金融機関） （略） VIII－1－1 個別業務の適切性 （１）～（３） （略） （４）登録金融機関にあっては、<u>金商業等府令第149条の2で定める場合を除き</u>、顧客に対して、金融商品取引を成立させるため又は金融商品取引による損失の穴埋め、委託証拠金（追証を含む。）のための信用供与を自動的に行わないこととなっているか。また、明らかに上記を目的とした信用供与を行わないこととなっているか。 （注）当座貸越は自動的な信用供与に該当することに留意する。 このため、例えば次の措置をとること。 ① 先物取次業務を行う登録金融機関にあっては、新規に債券先物取引用口座を設定し、当該口座について当座貸越を禁止すること、及び、同一名義人の当座貸越設定口座から債券先物取引用口座への自動振替を行わないこと。 ② 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、顧客が委託金融商品取引業者に開設した証券口座の残高が不足であるために顧客が申し込んだ取引が成立しない場合に、これを成立させるために信用の供与を自動的に行い又は行うことを約して金融商品仲介行為を行わないこと。 （５）～（１１） （略）